

議題 第 4 号

令和 8 年度地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）に係る計画変更認定申請について

○令和 8 年度・・・令和 7 年 10 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日

【変更を要する主な事由】

・令和 7 年度第 1 回益田市地域公共交通活性化協議会にて承認された、地域公共交通計画別紙に記載している目標値が実態と合っていない。

《地域公共交通計画別紙の変更（案）概要》

	変更内容
1	「12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果」の「(1) 事業の目標」において、ノンステップバスの導入率に係る目標を修正 (修正前) ノンステップバスの導入を図り、<u>導入率 40%を上回る</u>ことを目標とする。 (修正後) ノンステップバスの導入を図り、<u>石見交通株式会社における高速バスを除くノンステップバスの導入率が、令和 7 年度の導入率（95.6%）を下回らない</u>ことを目標とする。

令和 8 年 6 月 日
益田市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

従来、島根県内においては、各市町村の交通サービスの水準・形態とも様々であり、どの路線を維持し、こういった手法で運行するかについては、最終的には、市町村の判断において設定されるべきものであるが、生活交通の確保については、県においても相当の責任を負うという考え方から、島根県においては、一定の要件の下に県も支援を実施しており、県及び市町村が連携することにより、県民の日常生活に密着した生活交通の維持を図ってきたところである。また、JR西日本による三江線廃止に伴う沿線地域における代替交通の確保維持にも努めるなど、地域独自の課題への対応も県及び関係市町村で対応してきているところ、生活交通は地域の幹線に様々な形態の地域内交通が接続することによりネットワークを形成し、最も効率的にその機能を発揮するものであると考えられるが、県においては、市街地を運行する系統も含めて、ほぼ全ての地域間幹線系統が事業として成り立たない状況にあり、本事業を活用して、ネットワークの核となる地域間幹線系統を持続的に維持確保しようとするものである。

益田市は、東は浜田市・広島県北広島町・安芸太田町、西は山口県萩市、南は津和野町・吉賀町、山口県岩国市及び広島県廿日市市に接しており、隣接市町へ通じる幹線交通である路線バスや高速バス、鉄道を軸に、市域内に広範に路線バス、乗合タクシー等により構成される公共交通機関網が広がっている。また、広島市に通じる広益線や新広益線については、総合病院への通院や、大規模商店での生活用品の買い入れなど、市民の日常生活機能を担う中で欠かすことができない路線となっている。

しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、当市の公共交通機関の利用者は減少し続け、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。

このため、地域公共交通確保維持事業により、広益線・新広益線・小浜江崎線・津和野線・浜田益田線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ・市内の路線（路線バス・高速バス）全体の利用者数を 6 1 9, 0 0 0 人以上とする。
（路線別では、補助対象系統のみの利用者数を

【小浜江崎線】 4 0, 2 3 8 人

【津和野線】 5 3, 3 6 5 人

【広益線】 6 1, 8 2 9 人

【新広益線】 1 8, 4 2 0 人

【浜田益田線】 6 7, 8 6 4 人 以上とする。）

- ・市内の路線（路線バス・高速バス）全体の収支率を 4 7. 6 % 以上とする。

- ・市内の路線（路線バス・高速バス）全体の益田市の年間負担額を 1 5 2, 8 6 1 千円以内とする。

住民生活に必要な生活交通を持続的に維持していくために必要な支援を行うとともに、運行経費の節減については、事業者を経営努力を引き続き求めながら、利用促進に向けたサービス向上等を期待したいと考える。

目標としては市内地域間幹線バス系統の輸送人員について、令和 6 年度実績値を上回ることにしながら、地元意見を積極的に取り入れて路線のあり方を今後も検討していく。

また、広益線と新広益線の輸送人員については、令和 4 年度実績値を基準値として、前年の目標値に毎年 1 % 上乗せした値を目標値として設定する。

収支改善率について令和 6 年度実績値から 1 % 以上改善する。

（益田市地域公共交通計画 P 9 8 参照）

(2) 事業の効果

生活交通の多くが、地域間幹線系統と接続しており、主に自家用車等の移動手段を持たない住民が日常生活において広域的な移動することを可能にしている。

本事業により、地域間幹線系統の路線を維持することで、地域住民に必要不可欠な移動手段が確保される。

広益線・新広益線・小浜江崎線・津和野線・浜田益田線を維持することにより、沿線集落の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・免許返納割引制度PRや交通系ICカード周遊券等の利用促進（石見交通）
- ・公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップを作成し、必要とされる方へ配布（益田市）
- ・公共交通の乗り方教室等モビリティマネジメントを行う。（益田市・石見交通）
- ・運転士不足の解消に向けた担い手の確保（益田市・石見交通）
（益田市地域公共交通計画 P80～95 参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1のとおり。（各市町において、該当する運行系統名に色づけ）

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

表2のとおり。（各市町において、該当する運行系統名に色づけ）

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・市民アンケート調査（市内在住18歳以上の住民から無作為にアンケートを実施。外出状況・公共交通の利用状況と満足度等を調査。）
- ・高校生アンケート調査（市内に在籍する高校2年生を対象に実施。個人属性・通学手段等を調査。）
- ・利用者聞き取り調査（公共交通利用者の利用状況や満足度等を調査。）
- ・事業者実施の乗降調査

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

別添「生産性向上の取組検討シート」のとおり（各市町において、該当する路線名に色づけ）

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
本市においては地域間幹線も含めて、ほぼ全ての生活路線は赤字であり、事業者にとって将来にわたって当該事業における利益が見込めない中で、多額の資金を必要とするバス車両の更新は大きな負担であることは明らかである。 こうしたことから、車両更新への支援は必要な路線を継続的に維持する上で必要不可欠であり、本事業を活用して、必要な車両更新を後押しすることにより、地域間幹線を持続的に維持確保しようとするものである。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
ノンステップバスの導入を図り、石見交通株式会社における高速バスを除くノンステップバスの導入率が、令和7年度の導入率（95.6%）を下回らないことを目標とする。
(2) 事業の効果
計画的に車両更新を進めることにより、順次、バス車両の快適性を高めることにより、利用者の増に寄与するとともに、また、ノンステップバスの導入を促進することを目標とし、障がい者や高齢者にとっても、よりやさしい公共交通となることを目指す。
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
表6、表7を添付
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果

該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
益田市地域公共交通活性化協議会 ・令和7年 6月25日 幹線系統について協議（書面審議） ・令和7年 6月30日 承認 ・令和7年 7月25日 バス路線廃止に伴う代替交通について協議 ・令和7年 8月22日 バス路線廃止に伴う代替交通について協議 ・令和7年 9月22日 地域公共交通計画の改定について協議（書面審議） ・令和7年 9月30日 承認 ・令和7年11月26日 協議会予算・生活交通改善事業計画について協議・承認 ・令和7年12月25日 幹線系統の事業評価について協議（書面審議） ・令和8年 1月 7日 承認 ・令和8年 3月23日 事業計画及び予算について協議・承認 ・令和8年 6月26日 計画別紙の目標値再設定について協議
19. 利用者等の意見の反映状況
対象系統の沿線市町が住民や利用者から聴取した意見を、協議会において報告。 便数の増、バス停の数や位置、案内・表示等についての細かな意見は様々あったが、いずれの幹線系統も沿線住民にとっては欠かせない重要な系統であり、現在運行している系統については、減便せず、引き続き運行を確保してもらいたいという意見が多数。 そのため、令和8年度の計画としては、現状程度の系統を維持し、今後も行政と沿線住民、事業者が連携し、時刻表・路線図の配布や案内板の設置などについて協議を行い、より一層の利用促進に努めることとした。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 島根県益田市駅前町17番1号

益田駅前ビルEAGA3階

(所 属) 政策企画局交通対策課

(氏 名) 三上 敦也

(電 話) 0856-31-1050

(e-mail) koutsu@city.masuda.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2・3については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。